**平成２１年（フ）第６２１号**
神奈川県秦野市平沢513番地　アネックスハウス加藤205号
債務者　ダナン佐弥香
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第６２２号**
神奈川県秦野市平沢513番地　アネックスハウス加藤205号
債務者　ダナン明美
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第６２３号**
神奈川県秦野市平沢513番地　アネックスハウス加藤205号
債務者　ダナン　ジョセフ
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第２８７号**
山形市梅野木前17番地15―32―22
債務者　今野　　卓
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第２９５号**
山形市飯田３丁目６番32―505号　飯田マンションはまなす
債務者　平山　由香
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３０３号**
山形県天童市中里５丁目５番２―３号　増子アパート
債務者　赤塚はる子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３１７号**
山形県東根市四ツ家１丁目４番30号　ヨツヤコーポアベ―101
債務者　今井　三夫
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３２７号**
山形市陣場２丁目８番53号
債務者　小島　国行
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３２９号**
山形市円応寺町17番14―９号
債務者　伊藤利恵子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３３４号**
山形県西村山郡朝日町大字新宿972番地の11　みどりハイツＡ―２、住民票上の住所山形県西村山郡朝日町大字新宿972番地の11
債務者　齋藤　　剛
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３４２号**
山形県天童市久野本５丁目２番地２　若葉荘18号
債務者　鈴木　　薫
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３４３号**
山形県寒河江市大字寒河江字石田56番地の４
債務者　海沼千代美
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第２２８０号**
名古屋市昭和区山里町109番地　さくらヒルズ八事207号
債務者　関上　揚子（旧姓下郷）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第２４１６号**
名古屋市緑区鏡田1207番地　シティーコーポ鏡田206号
債務者　太田由美子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第２５１１号**
愛知県小牧市小牧３丁目276番地
債務者　大野　雅至
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第６２３号**
愛知県岡崎市菅生町字元菅21番地15　川口荘南Ｆ
債務者　松山　栄樹
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２１年（フ）第４４４号**
函館市川原町９番16号
債務者　寺田　俊一
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで　函館地方裁判所